

ヤングケアラー 連携支援マニュアル

ヤングケアラーへの認識を深め、
その存在に気づいて支援につなげていくために

鹿沼市こども未来部
こども・家庭サポートセンター

令和 6 年 3 月



目次

	ページ
1 マニュアルの目的	1
2 ヤングケアラーとは	
(1) ヤングケアラーが行っていること	2
(2) ヤングケアラーの実態	2
(3) 過度なケア負担が子どもにもたらす影響	3
(4) ヤングケアラーが表面化しにくい理由	3
3 ヤングケアラー支援の流れ	4
4 ヤングケアラーに気づく	
(1) 子どもからのサインに気づく	5
(2) 気づきシートの活用	5
5 本人や家族の意思確認	
(1) 意思確認が必要な理由	6
(2) 子どもと家族から話を聞く際の留意点	6
(3) 支援を拒否されたときの対応	7
6 リスクアセスメント・多機関連携の必要性の判断	
(1) リスクアセスメントの必要性	8
(2) アセスメントシートの活用	8
(3) 緊急性が感じられるときの対応	9
(4) 多機関連携の必要性	9
7 こども・家庭サポートセンターへ連絡・相談	10
8 支援の実施～見守り	
(1) こども・家庭サポートセンターが担う役割	11
(2) 支援方法の検討	11
(3) 見守り（モニタリング）	12
(4) 支援の「継続」と「終結」	12
9 学校におけるSSWの活用	13
10 相談窓口	14
資料	15～19
様式1 ヤングケアラー気づきシート（子ども向け）	21
様式2 ヤングケアラー気づきシート（大人向け）	23
様式3 ヤングケアラーアセスメントシート	25
様式4 ヤングケアラー相談受付票	27
様式5 ヤングケアラー相談受付台帳	28

1 マニュアルの目的

- 少子高齢化・核家族化の進行する中、高齢、障がい、疾病等の理由により、日常的に援助を必要とする家族などに無償で援助を提供する方、いわゆる「ケアラー」に対する支援が大きな社会課題となっています。
- 鹿沼市では、「ケアラー」の中でも特に、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるとされる「ヤングケアラー」への支援を重視し、『全ての子どもが安心して成長できるまちづくり』を進めていくために、「鹿沼市ヤングケアラー支援条例」を制定（令和5年4月1日施行）しました。
- 条例では、学校や関係機関の役割について定められていますが、ヤングケアラーへの支援は、それぞれの機関が個別に機能するだけではなく、多機関が連携して支援していくことが必要となります。
- そのため本書は、「ヤングケアラー連携支援マニュアル」として、**子どもに身近な支援者、学校や関係機関（介護、障がい者への支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行う機関）**など、全ての関係者がヤングケアラーについての認識を深め、早期にその存在に気づくとともに、見守り、寄り添いや具体的な支援につなげていくことができるよう、関係機関の連携の在り方、支援の留意点などについてまとめています。

★「鹿沼市ヤングケアラー支援条例」…資料（16頁）参照

2 ヤングケアラーとは

(1) ヤングケアラーが行っていること

- ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、一般に、『本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども』とされています。

【図表1】ヤングケアラーが行っていることって例えばこんなこと



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(イラストの出所：こども家庭庁 HP)

(2) ヤングケアラーの実態

- 国のヤングケアラー実態調査で『お世話をしている家族がいる』と答えた人の割合は、
 - ◆ 小学6年生 6.5% (およそ15人に1人)
 - ◆ 中学2年生 5.7% (およそ17人に1人)
 - ◆ 全日制の高校2年生 4.1% (およそ24人に1人) となっています。
- その後、栃木県が令和4年度に実施した調査では、国の数値より全体的に高い傾向(本市に居住する児童生徒においても同様)の結果になっています。

★ ヤングケアラーに関する実態調査(国・県調査)の結果…資料1(18頁)参照

(3) 過度なケア負担が子どもにもたらす影響

- ヤングケアラーにとって家族のケアは、思いやりや責任感を育むなど良い点もありますが、過度なケア負担は、現在だけではなく将来にわたって影響をもたらす可能性があります。

ケアによって、やりたいけれどできていないことの例

- ◆ 宿題や勉強
- ◆ 自分の時間をもつこと
- ◆ 十分な睡眠
- ◆ 友人と遊ぶこと

子どもの「年齢」や「成熟度」に見合わない過度な負担がかかると…

- 心身の健康が保持・増進されない。
- 学習面での遅れや進路の幅が狭まり、進学や就労に影響がでる。
- 子どもらしい情緒的な関わりができず、年齢相応に自身の将来について考えることができなくなる。・・・などの可能性がある。

状況が長引いていくと…



『家族に負担をかけてはいけない』と考え…

- 自分の思いを言えなくなる。
- 将来の希望をあきらめてしまう。
- 自身の自立が遅れたり、できなくなる可能性もある。

(4) ヤングケアラーが表面化しにくい理由

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくいとされています。

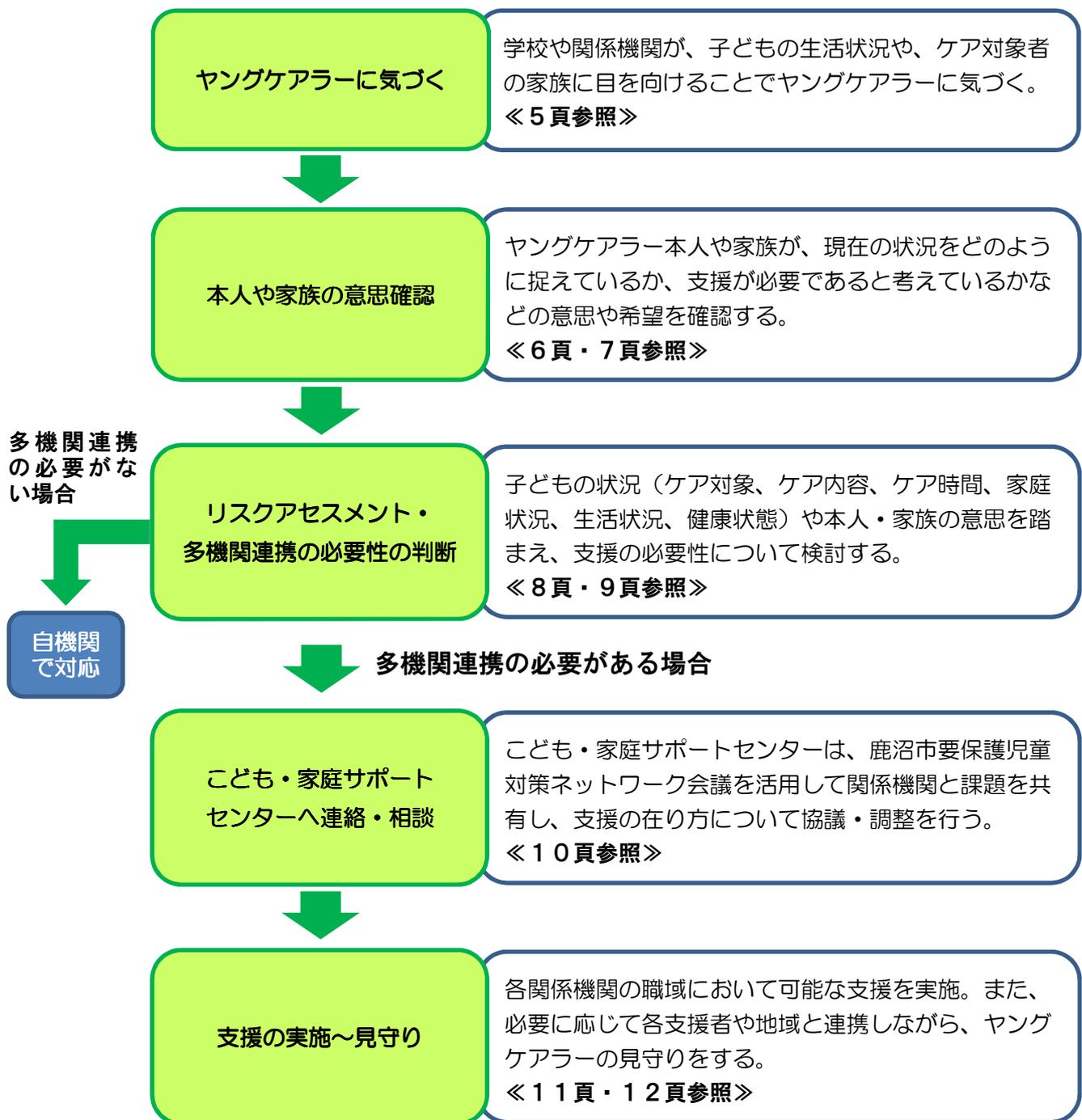
ヤングケアラーが表面化しにくい理由

- 家族のことは家族でしなないといけないと思っている。
- 生活習慣（当たり前）となっており、子ども自身がケア負担に気づきにくい。
- 自分の役割だと思っている。
- 家族のことを隠している。（恥ずかしい。家族のことを悪く言われるのが嫌だ。）
- 大人ケアラーの影に隠れて見えない。 など

3 ヤングケアラー支援の流れ

○ ヤングケアラー支援の一般的な流れとして、下図のような経過をたどることが考えられます。

【図表2】 ヤングケアラー支援の一般的なフロー



※ これ以降は、上記のフローに沿って支援のポイントを示していきます。

4 ヤングケアラーに気づく

(1) 子どもからのサインに気づく

- 表面化しにくいと言われるヤングケアラーの存在に気づくために、子ども、または家族と接点を持つ全ての人が、『ヤングケアラーがいるかもしれない』ということのを常に意識しておくことが求められます。

【図表3】子どもと接点を持つ人が気づける「子どもからのサイン」の例



★ ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例 … 資料2（18頁）参照

(2) 気づきシートの活用

- ヤングケアラーへの気づきを促すツールとして「気づきシート」を用意しています。子どもとの関わりの程度に応じて活用できるよう「子ども向け」（様式1・21頁）と「大人向け」（様式2・23頁）の2種類があります。必要に応じて活用してください。

【図表4】気づきシートの概要

	様式1（子ども向け） 21頁	様式2（大人向け） 23頁
使用場面例	学校など 子どもと接点のある先生やSSWが 子どもとの会話の中などで確認する。	医療機関など 家族（ケアの受け手）への支援などで 客観的に子どもの状態を見聞きしうる 立場の大人が確認する。
使用后	様式3・アセスメントシートの利用に つなげる。（8頁参照）	様式1・気づきシート（子ども向け）の 利用につなげる。

5 本人や家族の意思確認

(1) 意思確認が必要な理由

- ヤングケアラーと思われる子どもに気づいたとき、本人や家族が『現在の状況をどのように捉えているか』、『支援が必要であると考えているか』などの意思や希望を確認することは、本人たちとの信頼関係を築いていく上でとても大切なことです。

- 子どもが家族のことを周囲に知られたくないと思っているかもしれない。
- 子どもは支援を受けたいと望んでいても、家族の希望は異なるかもしれない。

本人たちの意図しないところで支援が勝手に進められてしまうような行き違いを防ぐため、子どもと家族からも話を聞く必要があります。

(2) 子どもと家族から話を聞く際の留意点

- ヤングケアラーが自身の状況について相談することは、とても勇気のいることです。関係機関の所属を問わず、子どもからみて「信頼のできる大人」と対話できれば、安心感につながることや相談しやすい場となり、支援につなげられる可能性が広がります。

話を聞く際のポイント

- 子どもが話しながらないときは無理に聞き出さない。
- 子どもが勇気を出して話をしてくれたとき、話を遮らずに最後まで聴く。
- この人になら話しても大丈夫だと思われるような距離感を保つ。相手のことなのに自分のことのように主導権を奪わない。
- ケアをしていることや家族のことを否定しない。
- 「秘密は守るからね」、「我慢ばかりしないでいいんだよ」という言葉かけが必要。
- 子どもの意思を確認することなく、子どもからの相談内容を家族に伝えることはしない。
- ヤングケアラーの家庭の状況を他の関係機関と共有する場合は、子どもの同意を得た後、家族の同意を得る必要がある。

(3) 支援を拒否されたときの対応

- ヤングケアラーへの支援は、「ヤングケアラー自身及び家族と問題やニーズを共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく」ものです。
- しかし、「人には知られたくない」、「自分たちの生活を壊されたくない」などの思いから、子どもが、あるいは、家族が困難な状況を隠したり、過少に見せようとしたりして、支援を拒否することも考えられます。
- そういった子どもと家庭に対して、無理に説得をして（認めさせて）助けを求めさせることが、ヤングケアラーへの支援ではありません。

支援を拒否されたときには・・・

- 支援者側が一方向的に支援の必要性を決めない。
- まずは子どもの声を受け止め、その後、見守りや声かけを通して、いつでも気にかけている、何かあれば相談してほしいというメッセージを伝え続ける。
- 本当の希望やニーズは何かを捉えるように意識しながら子どもに寄り添う。

留意点

- 支援を望まない家庭であっても、子どもに多大な影響が及んでいるようなケースにあっては、個人情報の取り扱いに十分に配慮（匿名で相談するなど）して「こども・家庭サポートセンター」に相談してください。

6 リスクアセスメント・多機関連携の必要性の判断

(1) リスクアセスメントの必要性

- 子どもの話を聞いていく中で、または、子どもが話すことを拒んだ場合においても、子どもに重大な権利侵害がないかを確認し、直ぐに対応が必要であるか否かを判断する必要があります。
- 子どもが話を聞かせてくれたときには、次のことについて丁寧に聴き、支援の必要性について判断していきます。

アセスメントの視点

- 家族の状況は
- どのようなケアをどれくらい担っているか
- ケアをしていることでどのような影響が生じているか
- ヤングケアラーが望んでいるのはどのようなことか

(2) アセスメントシートの活用

- アセスメントを行うツールとして「ヤングケアラーアセスメントシート」(様式3・25頁)を用意しています。必要に応じて活用してください。

【図表5】アセスメントシートの概要

ヤングケアラーアセスメントシート 様式3 25頁	
使用場面例	子どもとの接点のある大人（分野問わず）が子どもとの会話の中などで確認する。
役割	子どもが素直な気持ち（ニーズ等）を話せる大人がいる環境を作るためのツール。

留意点

- シート（気づきシートを含む）は、その使用を強制するものではありません。子どもとのコミュニケーションを深めていくためのツールであることを理解したうえで使用してください。

(3) 緊急性が感じられるときの対応

- 子どもの話から、あるいは、子どもが話すことを拒んだ場合において、子どもの状況について可能な限り情報を収集した結果、緊急性が感じられるときは、直ぐに対応します。

緊急対応が必要なケース

- ◆ 子ども本人や家族の心身に危険が及んでいる
- ◆ 児童虐待が心配される

【 具体例 】 ・親が世話をせずに、子どもに幼い弟妹の世話を強要している。
・ケアを優先させるために、学校に登校させない。
・食事を食べられていない。 など



速やかに「こども・家庭サポートセンター」または「児童相談所」に連絡します。

留意点

- 子どもの話から児童虐待が分かったようなケースにおいては、子どもが大人を信頼して家族の状況を話したことも想定されることから、介入にあたっては『信用して話したのに裏切られた』というようなことにならないよう細心の注意を払って対応します。

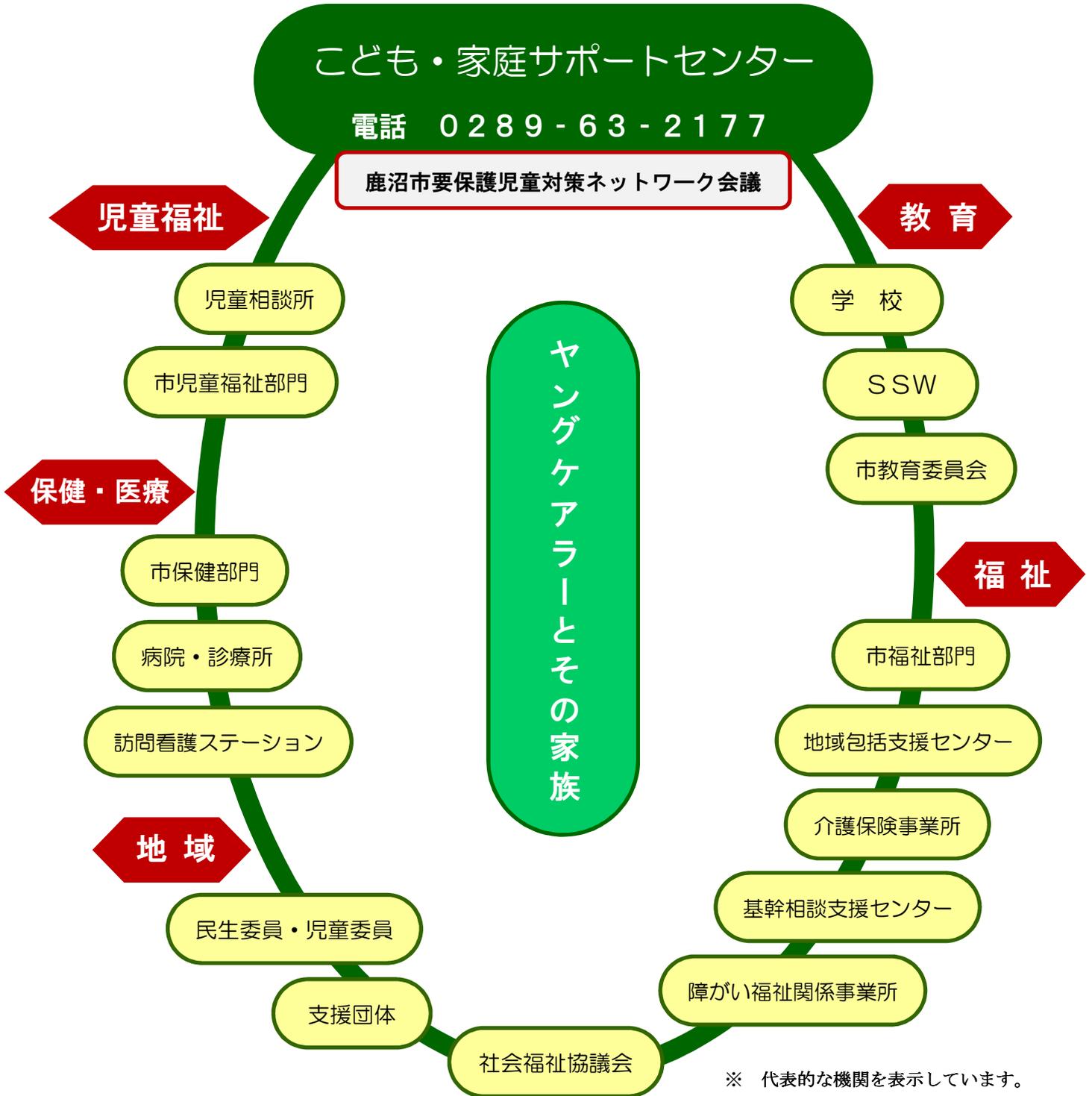
(4) 多機関連携の必要性

- ヤングケアラーに係る問題は、経済的困窮や要介護、精神疾患など、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。
- 一例をあげれば、『精神障がいを抱える母親を子どもが支えていて、祖父母が同居しているが、介護を受けているため頼ることが出来ない』といったケースでは、障がい福祉部門をはじめ、高齢福祉部門や子どもの通う学校など、様々な機関・部署が、それぞれの専門領域から関わっていくことが想定されます。
- そのようなケースで滞りなく、また効率的に支援を進めるためには、ヤングケアラーが直面する多方面の課題を包括して把握し、それを関係機関が情報を共有しながら支援していく仕組みが必要となります。

そのため、鹿沼市では要保護児童対策調整機関である
「こども・家庭サポートセンター」に
ヤングケアラーに関わる相談窓口を設置しています。

7 こども・家庭サポートセンターへ連絡・相談

【図表6】多機関連携による支援体制



多機関が連携して支援をしていく必要があるヤングケアラーに気づいたときには
「こども・家庭サポートセンター」に連絡します。

8 支援の実施～見守り

(1) こども・家庭サポートセンターが担う役割

- 鹿沼市は、要保護児童対策地域協議会として『鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議』を設置しており、会議の調整機関を「こども・家庭サポートセンター」が担っています。
- 必要に応じてネットワーク会議を開催し、関係する機関で情報の共有、支援方法の検討などを行っていきます。

鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議とは

【業務】

要支援児童等に関する情報交換及び関係機関等の連携の推進など

【組織】

代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造

関係機関を集めて会議を開催



- ◆ 情報の共有
- ◆ 支援方法等の検討
- ◆ ケースの進行管理

(2) 支援方法等の検討

- まずは子どもの意思に沿った支援を考えます。(支援者側が勝手に決めない)
- 支援は、様々な社会資源の活用を視野に入れ、各機関・部署や担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中で出来ることは何かを考えます。
★ 多機関・多職種連携の在り方 …「連携支援十か条」資料3 (19頁) 参照
- 食事の世話、住居の清掃など、「家事」を支援することでヤングケアラーの身体的・時間的負担の軽減が図れると思われる場合には、『鹿沼市養育支援訪問事業』(ヘルパー派遣事業)の実施を含めた支援計画を立てていきます。
- ケアの状況は抜本的に変わらなくても、共感や相談ができる場があったり、継続的に話せる人や機関が身近にいたりすることも支援の一つです。課題解決を急がず、地域の民間団体による見守りや、ケアをしている当事者同士の共感し合える場につないだり、情報共有をしたりしながら長い目で寄り添うことも大切です。

(3) 見守り（モニタリング）

- ヤングケアラーのケア対象者に対して公的サービスが導入されたとしても、ヤングケアラーがケアを必要としている本人と同居をしている場合には、その担うケアがゼロになるということは現実的に考えにくいことです。心身に負担が生じている場合もあります。
- ヤングケアラーは、支援を受けることでケアから解放されたり、負担軽減されたりする一方で、罪悪感を抱くことがあります。また、喪失感や無力感などから、本来抱いていた将来への夢や希望を見失ってしまうこともあります。
- ケアから解放された後、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことが出来るよう、一緒に考えたり、助言したりしてくれる存在が必要です。
- 各支援者がそれぞれに連携しながらヤングケアラーを気にかけて、必要に応じて声掛けをしていきます。

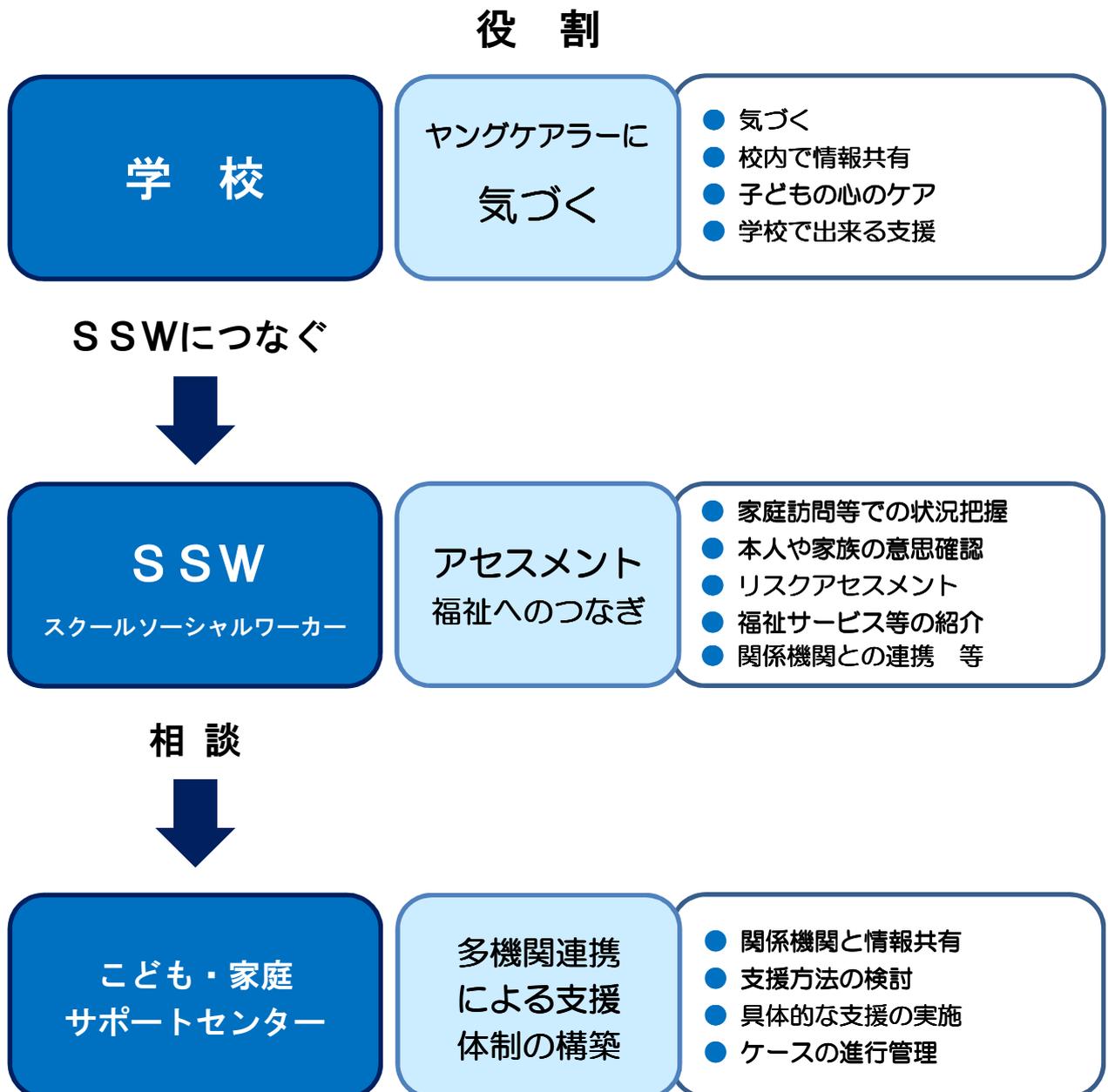
(4) 支援の「継続」と「終結」

- ヤングケアラーが、転校や進学などにより周りの環境が変わる際に、それまでの支援が「継続」されるよう「鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議」で進行管理を行い、次の支援へとつないでいきます。
- ヤングケアラーが、18歳になると「鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議」を活用した支援は終結となりますが、ケアが続いている場合に、関係する機関があればそこに引き継ぎます。あわせて民間団体による見守りや、ケアをしている当事者同士の共感し合える場になくなど、ケアラーへの寄り添いについても支援が継続されるようにサポートします。
- ヤングケアラーに対する支援の「終結」については、鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議で決定します。

9 学校におけるSSWの活用

- 学校がヤングケアラーに気づいた際に、『福祉につなぐ必要がある』と判断されたときには、SSW（スクールソーシャルワーカー）につなぎます。
- SSW は、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、子どもと家族の思いを“代弁”しながら学校や関係機関と連携を図っていきます。

【図表7】学校とSSW、こども・家庭サポートセンターの連携フロー



10 相談窓口

こども・家庭サポートセンター（こども・家庭相談係）

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）午前8時30分～午後5時
住 所：鹿沼市文化橋町 1982 - 18（鹿沼市民情報センター 4階）

電話番号：0289-63-2177

- ※ こども・家庭サポートセンターで相談を受ける際には、様式4「ヤングケアラー相談受付票」（27頁）を使用して、詳細に聞き取りします。
- ※ 様式5「ヤングケアラー相談受付台帳」（28頁）を使用して、ケースの進行管理を適切に行います。

児童相談所相談専用ダイヤル

受付時間：毎日24時間

電話番号：0120-189-783

（近くの児童相談所につながります・通話料無料）

ホットほっと電話相談

受付時間：毎日24時間

電話番号：0120-0-78310

（全国共通ダイヤル・通話料無料）

資 料

※ 本書は、下記の文献を参考にして作成しました。

- ◆ ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）
令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究（令和2年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
- ◆ 機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～
令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究（令和4年3月 有限責任監査法人トーマツ）
- ◆ ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究報告書
令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業（令和5年3月 有限責任監査法人トーマツ）
- ◆ ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック
令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究（令和5年3月 有限責任監査法人トーマツ）
- ◆ 児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き
令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究（令和5年3月 有限責任監査法人トーマツ）
- ◆ 栃木県ヤングケアラー実態調査報告書
（令和4年12月 栃木県）
- ◆ ヤングケアラー支援に係る研修（基礎研修）
（令和5年8月31日 栃木県保健福祉部子ども政策課、栃木県教育委員会事務局学校安全課）
- ◆ スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック
（平成29年3月 栃木県教育委員会）

鹿沼市ヤングケアラー支援条例

(目的)

第1条 この条例は、ヤングケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、学校及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーへの支援に関して基本となる事項を定めることにより、当該支援を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのヤングケアラーが健全に成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 身体上又は精神上の障害、高齢、疾病等により支援を必要とする親族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の支援を提供する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 子どもの養育についての第一義的責任を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (6) 学校 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (7) 関係機関 学校以外の介護、障害者への支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行う機関をいう。

(基本理念)

第3条 ヤングケアラーへの支援は、全てのヤングケアラーが個人として尊重されるとともに、自己実現が図られるように行われなければならない。

- 2 ヤングケアラーへの支援は、市、保護者、市民等、学校及び関係機関がそれぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ヤングケアラーが社会から孤立することのないように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たり、ヤングケアラーの意向を尊重するとともに、保護者、市民等、学校及び関係機関と相互に連携を図るものとする。

(保護者の役割等)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深め、子どもの意見を尊重しつつ、当該子どもの年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等の責任を子どもに負わせることのないよう、市、学校、関係機関等に対して、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を求めることができる。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーが置かれている状況及びその支援の必要性についての理解を深め、ヤングケアラーが孤立することのないよう配慮するとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 学校は、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 学校は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応ずるとともに、ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な関係機関への案内、取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、当該ヤングケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内、取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進計画)

第9条 市は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ヤングケアラーへの支援に関する基本方針

(2) ヤングケアラーへの支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ヤングケアラーへの支援に関する施策を推進するために必要な事項

(広報及び啓発)

第10条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、保護者、市民等、学校及び関係機関がヤングケアラーの置かれている状況及びその支援等に関する理解を深め、社会全体としてヤングケアラーへの支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(早期発見)

第11条 市、学校及び関係機関は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるものとする。

(体制の整備)

第12条 市は、ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【資料1】ヤングケアラーに関する実態調査（お世話をしている家族の有無）

国調査	調査数	いる		いない		無回答		計	
小学6年生	9,759	6.5 %	634 人	93.5 %	9,125 人	0.0 %	0 人	100.0 %	9,759 人
中学2年生	5,558	5.7 %	317 人	93.6 %	5,202 人	0.7 %	39 人	100.0 %	5,558 人
全日制高校2年生	7,407	4.1 %	304 人	94.9 %	7,029 人	1.0 %	74 人	100.0 %	7,407 人
定時制高校2年生相当	366	8.5 %	31 人	89.9 %	329 人	1.6 %	6 人	100.0 %	366 人
通信制高校生	445	11.0 %	49 人	88.1 %	392 人	0.9 %	4 人	100.0 %	445 人
高校生計	8,218	4.7 %	384 人	94.3 %	7,750 人	1.0 %	84 人	100.0 %	8,218 人
大学生 3年	9,679	6.2 %	600 人	89.8 %	8,692 人	0.0 %	0 人	96.0 %	9,292 人
※大学生については、他に、「現在はいないが過去にいた」が4.0%/387人									
県調査	調査数	いる		いない		無回答		計	
小学6年生	14,621	12.0 %	1,755 人	87.1 %	12,735 人	0.9 %	132 人	100.0 %	14,621 人
中学2年生	13,618	8.2 %	1,117 人	91.1 %	12,406 人	0.7 %	95 人	100.0 %	13,618 人
全日制高校2年生	12,346	5.0 %	617 人	94.3 %	11,642 人	0.7 %	86 人	100.0 %	12,346 人
定時制高校2年生相当	168	10.7 %	18 人	88.7 %	149 人	0.6 %	1 人	100.0 %	168 人
通信制高校生	101	4.0 %	4 人	95.0 %	96 人	1.0 %	1 人	100.0 %	101 人
高校生計	12,615	5.1 %	643 人	94.2 %	11,883 人	0.7 %	88 人	100.0 %	12,615 人
県調査（鹿沼市居住地）	調査数	いる		いない		無回答		計	
小学6年生	755	9.5 %	72 人	89.3 %	674 人	1.2 %	9 人	100.0 %	755 人
中学2年生	713	8.4 %	60 人	91.6 %	653 人	0.0 %	0 人	100.0 %	713 人
高校生	567	4.4 %	25 人	94.7 %	537 人	0.9 %	5 人	100.0 %	567 人

【資料2】ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例

関係機関等	気づくきっかけの例
学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆本人の健康上に問題がなさそうだが、欠席が多い、不登校である。 ◆遅刻や早退が多い、保健室で過ごしていることが多い。 ◆提出物が遅れがちになってきた、持ち物が揃わなくなってきた。 ◆しっかりしすぎている、優等生でいつも頑張っている。 ◆子ども同士よりも大人と話が合う。 ◆周囲の人に気を遣いすぎる。 ◆服装が乱れている。 ◆保護者が授業参観や保護者面談に来ない。 ◆生活ノート等にケアをしていることが書かれてある。 ◆幼いきょうだいの送迎をしていることがある。 ◆家族に関する不安や悩みを口にしている。
高齢者福祉 障がい福祉 生活保護	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある。 ◆日常の家事をしている姿を見かけることがある。 ◆家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる。

医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族の付き添いをしている姿を見かけることがある。 ◆来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い。 ◆家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある（往診時等）。
民生委員 ・児童委員 ／市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある。 ◆毎日のようにスーパーで買い物をしている、洗濯物を干している。 ◆自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している。 ◆子ども食堂での様子に気になる点がある。 ◆民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する。
就労	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活のために（家庭の事情により）就職（アルバイト）している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ問題の発生。 ◆家賃不払いにより自宅を退去。 ◆子どもが親の通訳をしている。

【資料3】連携支援十か条 （多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルより）

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとするとはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

様式

	様式の名称	(想定される) 使用機関	資料頁
様式 1	ヤングケアラー気づきシート(子ども向け)	SSW等	21頁 22頁
様式 2	ヤングケアラー気づきシート(大人向け)	医療機関等	23頁 24頁
様式 3	ヤングケアラーアセスメントシート	SSW等	25頁 26頁
様式 4	ヤングケアラー相談受付票	こども・家庭 サポートセンター	27頁
様式 5	ヤングケアラー相談受付台帳	こども・家庭 サポートセンター	28頁

「ヤングケアラー」気づきシート（子ども向け）

該当者の氏名（ ） 年齢（ 歳）・学年（ ）

記録日 年 月 日 記録者職・氏名
SSW
記録機関 [] [教員()]

様式 1

子どもが行うケア等の状況	
1	あなたは、(大人の代わりに、)家族(病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど)のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを日常的にしていますか？ はい・いいえ
①	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事のために、自分のこと(遊びや勉強、部活など)が後回しになることがありますか？ はい・いいえ
子どもの困り感	
2	なにか困っていること、心配や不安になったりすることはありますか？(家族のこと、友達関係のこと、勉強のこと、学校のこと(遅刻、早退、欠席など)、将来のこと、生活のこと(食事や睡眠)、お金のこと、何でも) はい・いいえ
子どもの権利が守られているか	
3	自分のための時間(遊ぶ、勉強する、部活動に参加するなど)がない、または、少ないと感じたりすることはありますか？ はい・いいえ
心身にかかる負担の程度	
4	体調が悪くなったり、疲れてしまったり、こころが苦しくなることはありますか？ はい・いいえ
①	食べられなくなったり、眠れないことはありますか？ はい・いいえ
②	逃げ出したい、消えてしまいたいと思うことはありますか？ はい・いいえ

子どもの孤立の状況	
5	あなたの周りに、あなたの気持ちを理解してくれる人や相談できる人はいますか？ はい・いいえ
①	その人に相談したことはありますか？ はい・いいえ
6	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを一緒にやったり、手伝ってくれる人は周りにいますか？ はい・いいえ
①	(もし、代わりにやってくれる人がいるのであれば)家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを誰かに手伝ってほしいですか？ はい・いいえ
話を聞くことの継続	
7	(また別の機会に、)あなたのことや家族のこと、家族のお世話などをしてどのように感じているかなどについて、もう少しお話をきかせてもらえませんか？何か私たちにできることはないか、一緒に考える時間をもらいたいと思っています。 はい・いいえ

【このシートを使用するにあたっての注意点】

- ※ 質問項目は、子どもとの接点のある大人が(学校などで)、子どもとの会話の中などで確認してください。目の前にシートを出して、いきなり質問を始めては、子どもは不安を感じます。
- ※ 子どもの負担をなるべく減らせるよう、必要最低限の質問としてあります。
- ※ ○番号は「^{サブ}更問項目」です。全ての項目を必ず聞き取る必要はありません。
- ※ 項目7でより詳細な状況を聞かせてもらうことの同意が得られた場合
⇒ 様式3「ヤングケアラーアセスメントシート」を活用してコミュニケーションを深めます。
- ※ 項目7で同意が得られなかった場合
⇒ 無理に様式3には進まずに、見守りや声掛けを行い、何かあればいつでも相談してほしいなど、いつも気にかけていることを伝えます。
- ★ 裏面:質問項目の留意点

【裏面】 質問項目別留意点 (※ヤングケアラーをYCと表記しています)

1	あなたは、(大人の代わりに、)家族(病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど)のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを日常的にしていますか？
	<p>◆YCに該当する可能性を確認する項目です。</p> <p>◆一般的なお手伝いと区別するために「大人の代わりに」と加えてあります。ひとり親家庭等、お世話等の担い手が子ども以外にいない場合には、子どもが「大人の代わりに」ではなく、自分の役割だと認識して、「いいえ」と答えることもあるため、状況に応じて表現を変えます。</p> <p>◆「いいえ」に該当する場合であっても、素直に回答できないこともあります。必要に応じて以降の項目を確認し、子どもに対する理解を深めます。気になる様子があれば見守りや声掛けを行い、何かあればいつでも相談してほしいなど、いつも気にかけていることを伝えます。</p> <p>◆始まりの質問で「いいえ」と回答された場合、他の項目を聞きづらくなる可能性があるため、項目2から聞く方が良い場面も考えられます。</p>
①	<p>家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事のために、自分のこと(遊びや勉強、部活など)が後回しになることがありますか？</p> <p>◆家族のお世話等を優先的にやらざるを得ない状況にあるのかを確認する項目です。</p> <p>◆断ることができない場合、子どもの権利(休み、遊ぶ権利など)が守られていない可能性があります。</p>
2	<p>なにか困っていること、心配や不安になったりすることはありますか？(家族のこと、友達関係のこと、勉強のこと、学校のこと(遅刻、早退、欠席など)、将来のこと、生活のこと(食事や睡眠)、お金のこと、何でも)</p> <p>◆子どもが抱える困りごと等を確認する項目です。</p> <p>◆子どもが抱える困りごと等について、まずは広く困り感を確認します。会話を重ねる中で、適宜子どもに確認(家族のお世話等がなくなれば解消するか等)、もしくは大人側で判断します。</p>
3	<p>自分のための時間(遊ぶ、勉強する、部活動に参加するなど)がない、または、少ないと感じたりすることはありますか？</p> <p>◆自分のための時間に関する子どもの主観的な気持ちを確認する項目です。</p> <p>◆「時間がない」等の状況について、まずは広く確認します。</p> <p>◆発達の段階によっては自分を客観視できず、項目に記載のように感じることも難しい場合があります。ここではあくまで子どもの感覚を確認します。</p>
4	<p>体調が悪くなったり、疲れてしまったり、こころが苦しくなることはありますか？</p> <p>◆心身の不調、疲労感を確認する項目です。</p> <p>◆体調不良等の状況について、まずは広く確認します。会話を重ねる中で、適宜子どもに確認(家族のお世話等がなくなれば解消するか等)、もしくは大人側で判断します。</p>
①	<p>食べられなくなったり、眠れないことはありますか？</p> <p>◆項目4が「ある」の場合に、身体的、精神的不調の重症度を追加的に確認する項目です。</p> <p>◆食べたいのに食べられない、眠りたいのに眠れない、などの状況にあるかを確認します。</p>
②	<p>逃げ出したい、消えてしまいたいと思うことはありますか？</p> <p>◆項目4①が「ある」の場合に、精神的不調の重症度を追加的に確認する項目です。</p> <p>◆希死念慮等が確認された場合、子どもの意思にかかわらず、適宜、養護教諭等の専門職と相談し、緊急性を判断して対応します。(あわせてこども・家庭サポートセンターに連絡します。)</p> <p>◆「逃げ出したい」と「消えてしまいたい」では意味合いが異なりますが、子どもが追い詰められた時、家の外に逃げ出せる子どもとそうではない子どもがいることが考えられます。さらに、家の外に逃げ出せない子どもは、意欲の低下や、自傷他害につながるリスクなども考えられます。</p>

5	<p>あなたの周りに、あなたの気持ちを理解してくれる人や相談できる人はいますか？</p> <p>◆精神的な支えになる人がいるのかという観点で、子どもの孤立の状況を確認する項目です。</p> <p>◆誰が支えになっているのか等の具体的な内容を聞くか否かは、子どもの状況に合わせて判断します。会話を重ねる中で聞く方が子どもが答えやすい可能性があります。</p> <p>◆質問者が子どもの精神的な支えになっている場合もあるため、「自分を頼ってはいけないよ!」、という誤ったメッセージにならないように注意します。</p> <p>◆この項目に「はい」という回答があったとしても、YCとしての悩みを相談できているとは限りません。</p> <p>◆精神的な支えは大人の場合も子どもの場合も考えられます。子どもと比較して大人の方が、困り感を軽減するための選択肢をより多く持っている可能性が高い点に留意します。</p>
①	<p>その人に相談したことはありますか？</p> <p>◆項目5が「いる」の場合に、子どもの孤立の状況を追加的に確認する項目です。</p> <p>◆相談できると考えていた人であっても、実際に相談した際に子どもの期待に沿えない場合も考えられるため、相談した実績があるかを確認します。</p> <p>◆この項目に「はい」という回答があったとしても、YCとしての悩みを相談できているとは限りません。</p> <p>◆この段階で相談内容や継続的な関わりなどの詳細までを聞くか否かは、子どもの状況に合わせて判断します。会話を重ねる中で聞く方が子どもが答えやすい可能性があります。</p>
6	<p>家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを一緒にやったり、手伝ってくれる人は周りにいますか？</p> <p>◆協力者がいるのかという観点で、子どもの孤立の状況を確認する項目です。</p> <p>◆親やきょうだいと一緒にいる場合であっても、関係性次第では負担感が強い場合があることに注意が必要です。</p>
①	<p>(もし、代わりにやってくれる人がいるのであれば)家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを誰かに手伝ってもらいたいですか？</p> <p>◆項目6に関連して、子どもの支援ニーズを簡易に確認する項目です。</p> <p>◆より詳細なニーズについては【YCアセスメントシート(様式3)】のIVで確認します。</p> <p>◆「もし、代わりにやってくれる人がいるのであれば」という表現は、誰かが手伝うことをイメージできない子どももいるために記載してあります。子どもの状況に合わせて適宜省きます。</p> <p>◆ヘルパー派遣など、子どもの負担を直接的に軽減する支援につながるとは限りません。子どもの期待を裏切ることにもなりかねないため、あくまで仮の話であるという前提を明確に伝えることが必要です。</p> <p>◆家族に本心が伝わった際の影響(怒られる、家族の気持ちが不安定になるなど)を心配して素直に答えられない子どもがいる可能性があります。今回聞いた話は勝手に口外することはないことを繰り返し伝えて安心して話せる環境を作る必要があります。</p>
7	<p>(また別の機会に、)あなたのことや家族のこと、家族のお世話などをしてどのように感じているかなどについて、もう少しお話をきかせてもらえませんか？何か私たちにできることはないか、一緒に考える時間をもらいたいと思っています。</p> <p>◆自らの意思で前向きに家族のお世話等を行う子どももいること、様々なことを聞きすぎると子どもの負担になることを踏まえ、この段階で子どもの意思を確認します。</p> <p>◆話を聞かせてくれるという回答があった場合は、追加的に話を聞く機会を設けます。次に話を聞く機会までに間があいてしまう場合には事情を説明し、子どもが「放置されている」と感じるような注意をします。</p> <p>◆支援ニーズがある場合も、一度時間をおくことで、子ども自身が家族のお世話等について振り返る時間を設けることにもつながります。</p> <p>◆断られた場合も、何かあれば、いつでも相談に乗ることを伝えるとともに、「こども・家庭サポートセンター」などの相談窓口を紹介しておくなど、支援の継続に努めます。</p>

「ヤングケアラー」気づきシート（大人向け）

該当者の氏名（ ） 年齢（ 歳） （ 男 ・ 女 ）

記録日 年 月 日 記録者氏名

様式 2

記録機関 [] []

ヤングケアラー気づきツール（大人向け） 確認項目	
1	(18歳未満の子どもや若者が、)以下のような、本来大人が担うと想定されている(通常のお手伝いの範囲を超える)ような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子がありますか？
<input type="checkbox"/>	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている(服薬管理、身体介護も含む)。
<input type="checkbox"/>	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている(日常的な要望への対応など)。
<input type="checkbox"/>	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
<input type="checkbox"/>	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の世話をしている。
<input type="checkbox"/>	(認知症などで)目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。
<input type="checkbox"/>	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
<input type="checkbox"/>	幼いきょうだいの世話をしている。
<input type="checkbox"/>	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳をしている。
<input type="checkbox"/>	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
<input type="checkbox"/>	家計を支えるために働いて、家族を助けている。
<input type="checkbox"/>	その他、子どもの負担を考えたときに気になる様子がある。
2	その子どもが行う上記のような家族へのケアや家事を一緒にしている人や、頼りにできる人がいるように見受けられますか？ (はい ・ いいえ)
3	その子どもは、家族へのケアや家事によって学校(部活含む)に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられますか(子どもが保育所、認定こども園、幼稚園に所属する場合も含む)？ (はい ・ いいえ)
4	家族へのケアや家事が理由で、その子どもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか(元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になることがある等)？

5	その子どもが家族に必要以上に気を遣っているように見受けられますか？ (はい ・ いいえ)
6	(1～5の状況を踏まえ)ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、子どもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。その際に他機関の手助けが必要ですか？(子どもの気持ちを確認する際はヤングケアラー気づきシート(子ども向け・様式1)やヤングケアラーアセスメントシート(様式3)の活用を検討します)
<input type="checkbox"/>	ヤングケアラー気づきシート(子ども向け・様式1)を用いて子どもの気持ちを確認
<input type="checkbox"/>	こども・家庭サポートセンターに連絡

【このシートを使用するにあたっての注意点】

※ このシートは、家族(ケアの受け手)への支援などで客観的に子どもの状態を見聞きしうる立場の大人(子どもに対する関わり・支援が主な役割ではない大人等)が、限られた時間の中で確認できるよう、必要最低限の項目(子どもの孤立、子どもの権利が守られているか等)で、ヤングケアラーと思われる子どもに気づけるよう作成しています。

※ 使用場面例

【居宅介護支援事業所】 介護支援専門員が地域包括支援センターと相談しながら活用する。
【医療機関】 このシートの質問項目は、観察の中で客観的に確認するものであるが、入院／外来を問わず、家族から状況を聞くことが自然な場合には、項目の表現を変えて家族に確認する。

※ ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために子どもの気持ち(家族の意向)を確認する必要があります。6で「こども・家庭サポートセンター」に連絡とする場合にも、可能な限りそのことに対する本人及び家族の了承を得てください。

★ 裏面: 確認項目の留意点

【裏面】 確認項目別留意点 (※ ヤングケアラーをYCと表記しています)

1	<p>(18歳未満の子どもや若者が、)以下のような、本来大人が担うと想定されている(通常のお手伝いの範囲を超える)ような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子がありますか？</p> <p>◆YCに該当する可能性を確認する項目です。 ◆「障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている(服薬管理、身体介護も含む)。」など、どれに該当するかが重要なのではなく、ヤングケアラーに気づくヒントとして例示しています。</p>
2	<p>その子どもが行う上記のような家族へのケアや家事を一緒にしている人や、頼りにできる人がいるように見受けられますか？</p> <p>◆家族のお世話等を行う際の協力者や精神的な支えになる人がいるのかという観点で、子どもの孤立の状況を確認する項目です。 ◆親やきょうだいと一緒にいる場合であっても、関係性次第では負担感が強い場合があることに注意します。 ◆当該シートは、客観的な観察の中で確認することを想定していますが、医療機関などで家族から自然に状況を確認できる場合等においては適宜表現を変えて確認します。 【家族に確認する場合の質問例】 家族の中で、主に誰がケアや家事を担いますか？また、その方のほかにお手伝いできる人はいますか？など ◆家族が子どものケアを求める場合や家族の状況を隠したがる場合などがあり、事実と異なる回答である可能性があります。そのため、子どもの様子を直接確認できるようであれば確認するとともに、他機関に情報共有をする際は、得られた情報の情報源についても共有します。</p>
3	<p>その子どもは、家族へのケアや家事によって学校(部活含む)に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられますか(子どもが保育所、認定こども園、幼稚園に所属する場合も含む)？</p> <p>◆子どもの権利(教育を受ける権利など)が守られているかを確認する項目です。 ◆家族のお世話や家事以外の要因であっても、当該状況にある場合には、YCとは別の困りごとを抱えている可能性があります。 ◆医療機関などで家族から自然に状況を確認できる場合等においては適宜表現を変えて確認します。 【家族に確認する場合の質問例】 その子どもは家族のお世話や家事のために、学校をお休みしたり遅刻・早退をしたりすることがありますか？ ◆家族が子どものケアを求める場合や家族の状況を隠したがる場合などがあり、事実と異なる回答である可能性があります。そのため、子どもの様子を直接確認できるようであれば確認するとともに、他機関に情報共有をする際は、得られた情報の情報源についても共有します。</p>

4	<p>家族へのケアや家事が理由で、その子どもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか(元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になることがある等)？</p> <p>◆子どもが家庭内の役割を担うことによる心身への影響を確認する項目です。 ◆家族のお世話や家事以外の要因であっても、当該状況にある場合には、YCとは別の困りごとを抱えている可能性があります。 ◆医療機関などで家族から自然に状況を確認できる場合等においては適宜表現を変えて確認します。 【家族に確認する場合の質問例】 子どもの心身の状況について、心配な点がありますか？ ◆家族が子どものケアを求める場合や家族の状況を隠したがる場合などがあり、事実と異なる回答である可能性があります。そのため、子どもの様子を直接確認できるようであれば確認するとともに、他機関に情報共有をする際は、得られた情報の情報源についても共有します。</p>
5	<p>その子どもが家族に必要以上に気を遣っているように見受けられますか？</p> <p>◆家族の関係性を理解するためのヒントを得る項目です。 ◆子どもの様子を家族から聞く場合など、この項目の状況によって、他の項目の回答の信ぴょう性に関わる場合があります。そのため、他機関に情報共有をする際は、得られた情報の情報源についても共有します。 ◆感覚的な要素を含む項目であるため、支援者としては客観的な状況から確認しづらい項目ですが、子ども本人からすると家族の空気感から察知してもらいたいと考えている可能性があるため、確認の視点が漏れないよう注意が必要です。 ◆子どもが自分のやりたいことを後回しにして家族のお世話等をしていたり、家族に対して委縮する様子が見受けられる等が例として挙げられますが、それ以外にも違和感があれば気にかけておきます。</p>
6	<p>(1～5の状況を踏まえ)ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、子どもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。その際に他機関の手助けが必要ですか？(子どもの気持ちを確認する際はヤングケアラー気づきシート(子ども向け・様式1)やヤングケアラーアセスメントシート(様式3)の活用を検討します)</p> <p>◆YCの可能性があると考えられない場合でも、子どもの様子等で気になる点があれば、継続的に見守りをするとともに、こども・家庭サポートセンターに連絡します。</p>

「ヤングケアラー」アセスメントシート

様式 3

25

I あなたの家族について	
1	あなたが一緒に住んでいる家族を教えてください。 □母親 □父親 □祖母 □祖父 □きょうだい()人 □その他()
2	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族はどなたですか？ □母親 □父親 □祖母 □祖父 □きょうだい(年齢:) □その他()
3	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族の状況を、わかる範囲で教えてください。 (病気や障がいの状況、幼いなど)
II 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて	
4	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などとして、普段、どのようなことをしていますか。 <input type="checkbox"/> 障がいや病気のある家族のお風呂やトイレの手伝い、お薬の管理などを行っている。 <input type="checkbox"/> 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている(頼まれごとをするなど)。 <input type="checkbox"/> 買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。 <input type="checkbox"/> がん・難病・心の病気などの家族のお世話をしている(話を聞く、寄り添い、病院への付き添いなど)。 <input type="checkbox"/> (認知症などで)目を離せない家族の見守りや声かけをしている(心配したり、気にかけているなど)。 <input type="checkbox"/> 障がいや病気のあるきょうだいのお世話や見守りをしている。 <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいのお世話をしている。 <input type="checkbox"/> 日本語以外の言葉話す家族や障がいのある家族のために通訳をしている。 <input type="checkbox"/> アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。 <input type="checkbox"/> 家計を支えるために働いて、家族を金銭的に支えている。 <input type="checkbox"/> その他()
5	学校のある日に、家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などはどれくらいしていますか。 1日あたりのおおよその時間を教えてください。()時間ぐらい ① 休日の場合はどうですか？ () ② 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事をする頻度はどれくらいですか？ (毎日、週/月に何日程度など) ()
6	家族へのお世話や気持ちを聞くなどのサポートはいつからしていますか？(小学生になるより前、小学生/中学生/高校生の頃など) () ① 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由や家族の体調などについて、周りの大人から、わかりやすく話してもらったことがありますか？ (はい・いいえ) ② お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由について、お世話やサポートが必要な家族と話したことはありますか？ (はい・いいえ)
7	この先も今と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを続けることに不安がありますか？ (はい・いいえ)

8	お手伝いが必要な家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて、あなたと一緒にしている家族や親戚、頼りにできる人はいますか？ (はい・いいえ)
III 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするこゝの影響	
9	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするこゝで感じる気持ちや、体調面で気になることがあれば教えてください。 <input type="checkbox"/> ストレスを感じる。 <input type="checkbox"/> ひとりぼっちだと感じる。 <input type="checkbox"/> 自分のことをあまり気にかけることができなくなる。 <input type="checkbox"/> 気分がすぐれないことが多い。 <input type="checkbox"/> 十分に睡眠をとれていない。 <input type="checkbox"/> 食欲がでない。 <input type="checkbox"/> 身体に具合が悪いところがある(身体が痛い、頭が痛いなど)。 <input type="checkbox"/> 家から逃げ出したいと思ったり、泣きたくなるほど、こゝろが苦しくなるこゝろがある。 <input type="checkbox"/> その他()
9	① 消えてしまいたいと思うこゝろはありますか？ (はい・いいえ)
10	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするこゝであなたの生活にどのような影響があるかを教えてください。 <input type="checkbox"/> 学校を休んだり、遅刻してしまうこゝろがある。 <input type="checkbox"/> 疲れて学校に行きたくない/行きたくなくなった(学校生活に悩みや不安がでてきた、などを含む)。 <input type="checkbox"/> 勉強や趣味、遊びなど、自分のための時間がない(足りない)と感じる <input type="checkbox"/> 家族で過ごす楽しい時間(家族で出かける、家族で話すなど)が少ないと思う <input type="checkbox"/> その他()
IV 「こうなりたい・したい」と思うこゝろ	
11	あなたが「こうなりたい・したい」と思うこゝろを教えてください。 <input type="checkbox"/> (いまよりも)健康になりたい。 <input type="checkbox"/> ストレスや不安な気持ちをなくしたい <input type="checkbox"/> 家の事は忘れてゆつくりしたい。 <input type="checkbox"/> 自分の将来や夢、進路について相談したい。 <input type="checkbox"/> 遊びなど自分のための時間を楽しみたい。 <input type="checkbox"/> 学校の授業や宿題、試験をがんばりたい。 <input type="checkbox"/> 家族の病気や障がいのこゝろを知りたい。 <input type="checkbox"/> 自分の負担を軽くできるサービスを知りたい。 <input type="checkbox"/> 自分が行っている家族のお世話や家の用事などを減らしたい。 <input type="checkbox"/> 友達、先生や周りの人に、今の気持ちや、生活について知ってほしい。 <input type="checkbox"/> 自分と同じように家族のお世話や用事などを行っている仲間(人)と話したい。 <input type="checkbox"/> お世話やサポートが必要な家族への上手な接し方やお世話の方法を知りたい。 <input type="checkbox"/> その他()
V 家族への面談と行政につなぐこゝろについて	
12	あなたから話を聞いたこゝろを家族に話して、家族の気持ちを伺ってもいいですか？ (はい・いいえ)
13	福祉サービスが受けられないかなど、行政に相談してもいいですか？ 本人 (はい・いいえ) 家族 (はい・いいえ)

【裏面】 質問項目別留意点 (※ ヤングケアラーをYCと表記しています)

3	<p>お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族の状況を、わかる範囲で教えてください。</p> <p>◆お世話が必要な家族の状況について、子どもがどこまで理解しているか、どのような認識を持っているかを確認する項目です。 ◆子どもには難しく理解ができていない、親から聞かされていない、子どもが話したがらない等、様々な状況が考えられます。</p>
4	<p>家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などとして、普段、どのようなことをしていますか。</p> <p>◆子どもが担う家族のお世話等の具体的な内容を確認する項目です。 ◆例示を一つ一つ質問して確認することはしません。誘導的にならないよう、まずは子どもの口から自由に話してもらうよう心がけます。(例示に含まれないからYCではないということではありません) ◆「アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族がいる」場合、子どもがYCのような家庭内の役割を担っていなかったとしても心身の負担がかかっている可能性があります。</p>
5	<p>学校のある日に、家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などはどれくらいしていますか。1日あたりのおおよその時間を教えてください。</p> <p>①休日の場合はどうですか？ ②家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事をする頻度はどれくらいですか？</p> <p>◆時間数の観点で子どもの負担を確認する項目です。 ◆時間の積み上げが難しい子どもの場合、タイムスケジュールを一緒に作成することを検討します。 ◆精神疾患の家族のお世話やサポートをする場合等においては、実際にお世話やサポートをする時間以外にも常に気にかけている等、精神的に負担がかかっている可能性があります。 ◆子どもにとって時間の計算が難しい場合は、学業への影響を確認するために次の質問を代替とすることも考えられます。【代替質問】家族のお世話で、遅刻や早退、欠席したことはありますか？ ◆①は、休日に、家族のお世話等に費やす時間を確認する項目です。 ◆②は、家族のお世話等の頻度の観点で子どもの負担を確認する項目です。</p>
6	<p>家族へのお世話や気持ちを聞くなどのサポートはいつからしていますか？</p> <p>◆家族のお世話等を担い始めた時期という観点で子どもの負担や影響度を確認する項目です。</p>
①	<p>家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由や家族の体調などについて、周りの大人から、わかりやすく話してもらったことがありますか？</p> <p>◆お世話等をする家族が病気や障がいを持つ場合に追加的に確認する項目です。 ◆子どもが状況を理解できないままケアをしていると、より一層つらくなります。自分のせいではないかと自責感を抱くこともあり、子どもが理解できるように年齢相応の説明が必要です。</p>
②	<p>お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由について、お世話やサポートが必要な家族と話したことはありますか？</p> <p>◆お世話等をする家族が病気や障がいを持つ場合に、お世話が必要な家族と、どれほどコミュニケーションができていたかを明確にする項目です。</p>
7	<p>この先も今と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを続けることに不安がありますか？</p> <p>◆家族のお世話等を継続することへの不安感を確認する項目です。 ◆「不安はない」という回答であっても、本心ではない可能性があることに留意します。</p>
8	<p>お手伝いが必要な家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて、あなたと一緒にしている家族や親戚、頼りにできる人はいますか？</p> <p>◆孤立の程度を確認するための項目です。 ◆親やきょうだいと一緒にいる場合であっても、関係性次第では負担感が強い場合があります。 ◆気づきシート(様式1)で家族のお世話等を行う際の協力者や精神的な支えに関する項目があるため、既に確認済の場合は改めて確認はしません。</p>

9	<p>家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをする事で感じる気持ちや、体調面で気になることがあれば教えてください。</p> <p>◆家族のお世話等を担うことに関する子どもの気持ちや体調面への影響を確認する項目です。 ◆例示を一つ一つ質問して確認することはしません。誘導的にならないよう、まずは子どもの口から自由に話してもらうよう心がけます。 ◆家族のお世話等をする事でよい面もあるが、子どもによっては、家族のお世話等をネガティブに捉えている場合もあります。そのため、よい面を例示で出すと、家族のお世話等をよいものだと捉えることを押し付けられたと子どもが感じ、信頼関係が崩れるきっかけになる可能性があることに留意します。 ◆気づきシート(様式1)では「体調面等に係る困り感」について家族のお世話等に起因するか否かに関わらず確認する項目を設けています。これまでに聞いた内容と合わせ、それが、家族のお世話等に起因するか(家族のお世話等がなくなれば解消されるのか)を確認することが望まれます。</p>
①	<p>消えてしまいたいと思うことはありますか？</p> <p>◆項目9で「家から逃げ出したいと思ったり、泣きたくなるほど、こころが苦しくなることがある。」に関連する回答があった場合に、精神的不調の重症度を追加的に確認する項目です。 ◆希死念慮等が確認された場合、子どもの意思にかかわらず、適宜、養護教諭等の専門職と相談し、緊急性を判断して対応します。(あわせてこども・家庭サポートセンターに連絡します。)</p>
10	<p>家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをする事であなたの生活にどのような影響があるかを教えてください。</p> <p>◆家族のお世話等を担うことでの生活面への影響を確認する項目です。 ◆例示を一つ一つ質問して確認することはしません。誘導的にならないよう、まずは子どもの口から自由に話してもらうよう心がけます。 ◆子どもにとって大切な「学び」「遊び」「ともだちづくり」などについて、実際に学校を休むことがあるかなどの事実面と主観的な感覚をともに確認します。 ◆生活への影響について、その程度を追加的に聞くことも検討します。 ◆気づきシート(様式1)では「自分のための時間がない、または、足りないか」について、家族のお世話等に起因するか否かに関わらず確認する項目を設けています。これまでに聞いた内容と合わせ、それが、家族のお世話等に起因するか(家族のお世話等がなくなれば解消されるのか)を確認します。</p>
11	<p>あなたが「こうなりたい・したい」と思うことを教えてください。</p> <p>◆子どもの支援ニーズを確認する項目です。 ◆例示を一つ一つ質問して確認することはしません。誘導的にならないよう、まずは子どもの口から自由に話してもらうよう心がけます。その後、自身が持ちうる選択肢を知らない場合もあるため、可能な範囲で各項目について会話などで触れます。 ◆子どもが自ら支援を求めることに抵抗がある場合も考えられるため、「自身に求める変化」という視点で確認します。何らかの変化を子どもが望む場合は、その方法を子どもと一緒に考えていくことで、子どもが必要な支援を自然と求めやすくなるよう配慮します。 ◆すべての子どもが変化を望むわけではないため、変化を望むことを押し付けるような聞き方にならないように注意します。 ◆「家族の病気や障がいがあると思う。」など、場合によっては対応が難しいと考えられる回答も考えられます。その際は、まずは回答を受け止め、その後、回答の背景を深掘りすることで、どのようにアプローチしていくかを検討します。例えば、治ってほしい理由が「家族に笑顔でいてほしい」など、家族のことを想ってのことであれば、「お世話が必要な家族への上手な接し方やお世話の方法を知る」ことができれば家族が笑顔であることを増やせそうか、というアプローチが考えられます。また、治ってほしい理由が「家族の愚痴を聞くのがストレスだから」ということであれば、「ストレス発散(息抜きや誰かに話を聞いてもらう等)」や「ストレス対処の方法を学ぶ機会を持ちたい」ということが子どものニーズとして出てくる可能性があります。今すぐ実現が可能なニーズではなかったとしても、「こうなりたい」という目標に向かって、子どもと一緒に考えていくことが求められます。</p>
12	<p>あなたから話を聞いたことを家族に話して、家族の気持ちを伺ってもいいですか？</p> <p>◆子どもの気持ちを確認する項目です。 ◆子どもは、家族に本心が伝わった際の影響を心配していますので、丁寧に確認します。</p>
13	<p>福祉サービスが受けられないかなど、行政に相談してもいいですか？</p> <p>◆子どもと家族の気持ちを確認する項目です。 ◆行政につなぐ目的をしっかりと説明したうえで、子どもと家族の気持ちを確認します。</p>

ヤングケアラー相談受付票

様式 4

鹿沼市子ども・家庭サポートセンター

相談受付日	令和 年 月 日	対応者名	
相談方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/>		
相談者の情報			
相談者氏名		連絡先	自宅電話・個人携帯・学校電話・ — —
相談者区分	<input type="checkbox"/> SSW <input type="checkbox"/> 学校(教頭・養護・担任・SC) <input type="checkbox"/> 本人・家族(母・父・祖父母) <input type="checkbox"/> 関係機関(高齢・障害・医療・民生委員) <input type="checkbox"/> 市関係課		
子どもと家族の意思確認			
行政に相談することの同意を得ているか <small>※本人が「誰にも知られたくない」と言っている場合などには、匿名にするなど個人情報の取扱いに注意すること</small>		<input type="checkbox"/> 本人・家族とも同意 <input type="checkbox"/> 本人だけ同意 <input type="checkbox"/> 両方確認していない <input type="checkbox"/> 確認したが支援を拒否している	
対象者(ヤングケアラー)の情報			
フリガナ		学校	小・中・高 年生
対象者氏名	(男・女) (匿名)		
対象者の状況	発見に至った経緯 <input type="checkbox"/> 本人から聞いた(相談された) <input type="checkbox"/> 学業に影響が出て(欠席が多い、不登校、遅刻・早退が多い) <input type="checkbox"/> 相談支援事業で関わっている家庭 <input type="checkbox"/> 家族の介護をしている姿を見かけた <input type="checkbox"/> 家族が入院した <input type="checkbox"/> その他 []		
	子どもの権利侵害など気になる点 <input type="checkbox"/> 学校に登校できていない <input type="checkbox"/> 親が世話をせずに、子どもに幼いきょうだいの世話を強要している <input type="checkbox"/> 食事をたべられていない <input type="checkbox"/> 過度な負担を強いられている <input type="checkbox"/> その他 []		
サポートの相手	<input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/>		
相手の状態	<input type="checkbox"/> 高齢(介護) <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 病気、難病 <input type="checkbox"/> 依存症 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/>		
サポートの内容	<input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/>		
手伝ってくれる人	手伝ってくれる人が周りに <input type="checkbox"/> いる() <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 不明		
本人の希望等	子ども本人は、どうしてほしいと思っているか <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 未確認 []		
学校での現在の対応	<input type="checkbox"/> 見守り・寄り添い支援 <input type="checkbox"/> その他	行政に対して求めること	
SSWへのつなぎ	<input type="checkbox"/> つなぐ <input type="checkbox"/> 学校で対応	子どもと家族の意思確認	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 出来ない

相談受付後の調査			
対象者の住所	鹿沼市	生年月日	平成 年 月 日
家族構成	<input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> きょうだい 姉()人 兄()人 妹()人 弟()人 計 人 家族		
介護サービス等の使用状況	<input type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 使用している ()		
その他特記事項			

ヤングケアラー相談受付台帳

様式 5

No.	相談受付日			相談者	児童氏名		性別	住所		対象児童の状況等	受理会議結果(支援方針等)
	受理会議日				生年月日			学校			

家族を介護する子どもたちがいます。
その子どもたちは、家族のケアを担うことで多くのことを学んでいます。
家族との結びつきを強く感じたり、判断力が磨かれたりします。
一方で、ケアをすることによる悩みや困りごとを抱えています。

役割・責任が、年齢に不釣り合いなものであるとき…
心身の発達や人間関係、就学、就職などが影響を受けているとき…
自らの家庭生活や社会生活、人生設計に影響があるとき…
そんなときには、サポートが必要になります。

子どもが自分の気持ちを誰かに話すのは、とても勇気がいること。
だからこそ、周りの大人の「気づき」が必要です。

サポートは、子どもに寄り添って話を聞くことから始まります。

作成 鹿沼市こども未来部 こども・家庭サポートセンター
電話 0289 - 63 - 2177 (こども・家庭相談係)
市ホームページ <https://www.city.kanuma.tochigi.jp>